

議案第24号

備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

備前市印鑑登録及び証明に関する条例(平成17年備前市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第5条第3項第2号中「及び被保佐人」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号参考資料
備前市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、登録申請者が自ら印鑑登録申請をした場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を求め第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を貼付したもの</p> <p>(2) 市において既に印鑑の登録を受けている者(未成年者_____を除く。)が登録している印鑑を押印し、登録申請者が本人に相違ないことを保証した書面</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、登録申請者が自ら印鑑登録申請をした場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を求め第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を貼付したもの</p> <p>(2) 市において既に印鑑の登録を受けている者(未成年者及び被保佐人を除く。)が登録している印鑑を押印し、登録申請者が本人に相違ないことを保証した書面</p> <p>4・5 (略)</p>